

昭和村原油価格・物価高騰等事業者影響緩和緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍による原油価格・物価高騰の影響を受けている村内商工業者及び村内農林漁業者が、その事業を維持継続するための支援として、昭和村原油価格・物価高騰等事業者影響緩和緊急支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、昭和村補助金等交付に関する規則（昭和53年昭和村規則第2号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 村内に事業所があり、令和4年6月末時点において下記の業種を営んでいる法人及び個人事業主で、今後も事業を継続することが確実に認められる者。

小売業、宿泊業、飲食業、製造業、理美容業、建設業、建築業、石材業、サービス業、電気工事業、板金業、木材業

(2) 村内に住所を有し、令和4年6月末時点において事業を営む農林漁業者で、今後も事業を継続することが確実に認められる者。

認定農業者、認定農業者に準ずる者（人・農地プランに位置付けられている者）、販売農家、新規就農者（村内で独立就農し、6年以内の者）、法人、組合

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、一律で3万円とする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、支援金交付申請書（様式第1号）により、交付申請を行わなければならない。

2 前項の規定により支援金の交付申請を行おうとする対象事業者は、次に掲げる書類を添えて交付申請を行わなければならない。

(1) 令和3年分の確定申告書の写し又は、令和3年分の売上高等の実績が確認できる書類

(2) 通帳の写し

(3) その他村長が必要と認める書類

3 第1項の規定による交付申請は、1対象事業者につき一度限りとする。

4 複数の業種を合わせ行う事業者にあつては、主たる業種でのみ申請できるものとする。

(交付決定)

第5条 村長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 村長は、前条の申請を行った交付申請者に対し、前項の決定において支援金を交付する場合には、支援金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付とする場合には、支援金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(交付決定の取り消し及び返還)

第6条 村長は、支援金の交付決定を受けた対象事業者が、虚偽その他不正の申請により、当該決定を受け、又は支援金の交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、当該決定を受けた対象事業者に損害が発生しても、村長はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年12月28日限り、その効力を失う。